

全国営繕主管課長会議付託事項のフォローアップ

—地方公共団体へのアンケート結果等—

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律を踏まえた発注者間の連携・支援の取組み

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下、「品確法」という）及び同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。以下、「基本方針」という）において、発注関係事務を適正に実施することが困難である発注者に対する支援について規定されています。

平成17～18年度に、国土交通省、都道府県及び政令指定都市をメンバーとして構成する「全国営繕主管課長会議」において、「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討」を付託事項として、発注者支援の項目の調査及び事例収集を行い、平成19年5月に報告書、事例集及びパンフレットに取りまとめました。

(http://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_hacchuu_shien.html)

平成26年6月に品確法の改正が施行となり、これに基づき平成26年9月に基本方針の改正が閣議決定され、平成27年1月には「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されました。

改正品確法では発注者責任の明確化が図られており、発注関係事務を適切に実施するための体制確保はますます重要となっています。

2 全国営繕主管課長会議における付託事項のフォローアップ

このような情勢を踏まえ、全国営繕主管課長会議において、「発注関係事務に係る支援方策」について事例の更新、留意事項の取りまとめ等を行い、情報共有を図ることとしました。

平成27年度、以下の三つについて作業を行い、平成28年6月の全国営繕主管課長会議総会において報告、内容を確定し、市町村等へ情報提供しました。

- ・発注関係事務の実情把握等のためアンケート調査を実施、結果とりまとめ
- ・発注関係事務に係る支援方策の事例「発注者支援業務事例集」の更新
- ・発注者支援パンフレット「公共建築の品質確保に向けて」のとりまとめ

(1) 発注関係事務の実情把握等のためアンケート調査を実施、結果とりまとめ

(<http://www.mlit.go.jp/common/001133818.pdf>)

発注関係事務の実情について、市町村1,425団体から回答をいただきました。アンケート結果から分かる主なポイントは以下のとおりです。

○市町村における営繕関係部局の技術職員

営繕技術職員数が0～4人である団体が全体の7割を超えている状況です。

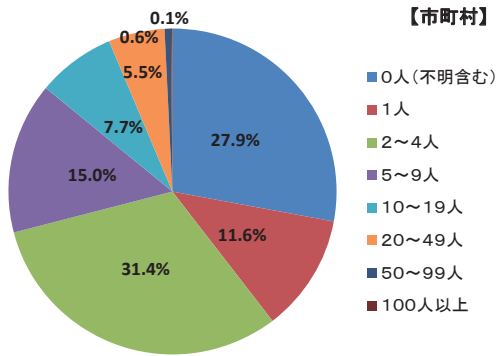


図1 営繕技術職員数の分布状況

○対応の難しさを感じている事務

市町村全体では、「適切な予算の確保 (61%)」、「工事や設計等の監督・検査 (49%)」、「適切な図面の作成、施工条件の明示 (43%)」となっています。

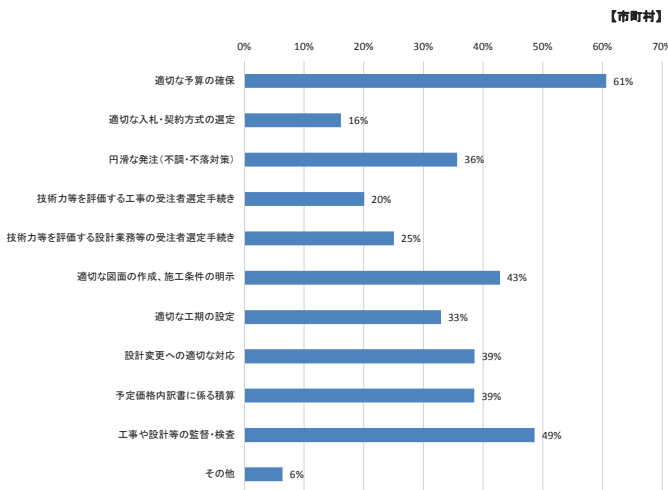


図2 対応の難しさを感じている事務

○対応が困難な理由

「職員の知識や経験が十分ではない (63%)」、「職員数が十分ではない (58%)」、「予算が厳しい (49%)」が挙げられています。

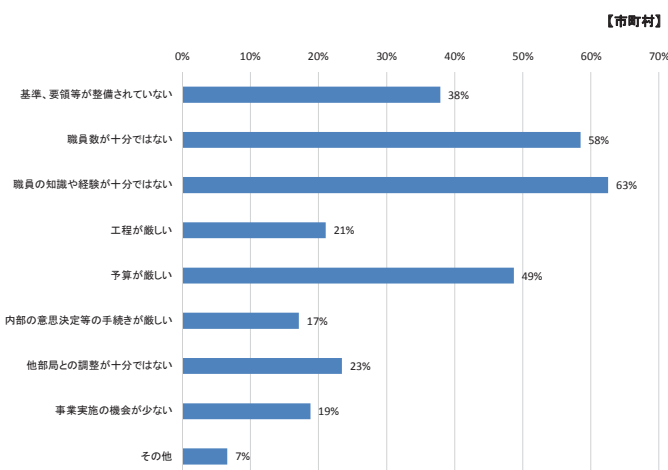


図3 対応が困難な理由

○国、都道府県等に支援を望むこと

「基準、要領等のノウハウの共有 (70%)」、「研修の開催、講師の派遣等 (42%)」、「相談窓口の設置 (34%)」が多くなっています。

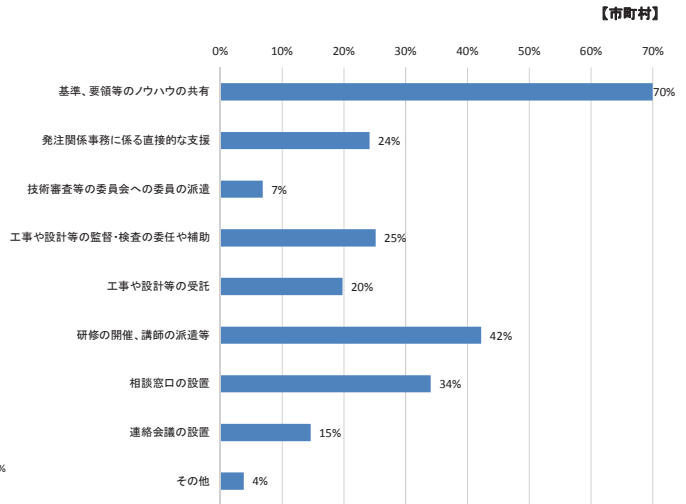
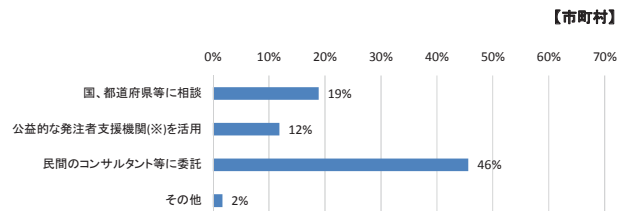


図4 国、都道府県等に支援を望むこと

○外部からの支援を活用した実績

「民間のコンサルタント等に委託」した実績がある割合が46%、「国、都道府県等に相談」した実績がある割合は19%でした。



※公益性のある法人等で発注関係事務を適切に実施することができる機関

図5 外部からの支援の活用(実績)

○都道府県における市町村等を対象とする発注者支援への対応

支援を望む市町村が多い「基準、要領等のノウハウの共有」は66%、「研修の開催、講師の派遣等」については64%の都道府県において対応可能としており、実際に半数近くの都道府県において実施事例があります。「相談窓口の設置」については、51%の都道府県で対応可能とされているものの、実施事例は28%でした。

「発注関係事務に係る直接的な支援(書類の作成・確認等)」、「工事や設計等の監督・検査の委任や補助」、「工事や設計等の受託」について対応可能としている都道府県は少ない状況でした。

【都道府県】

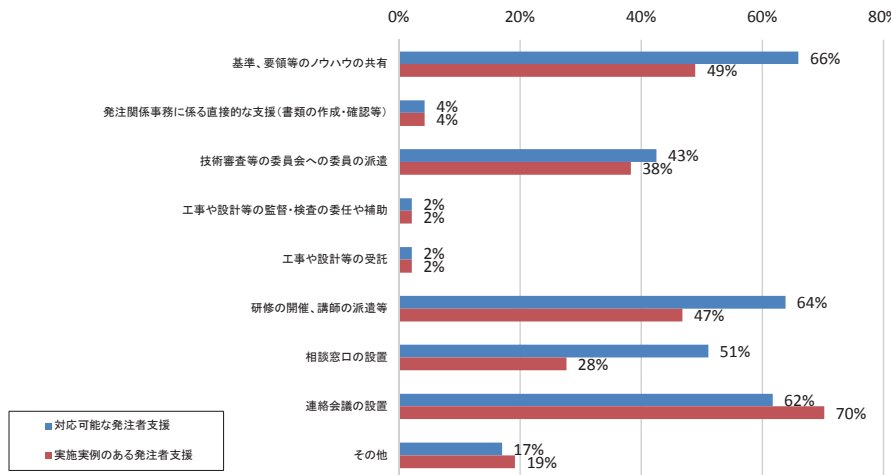


図6 市町村等を対象とする発注者支援への対応

(2) 発注関係事務に係る支援方策の事例「発注者支援業務事例集」の更新

(<http://www.mlit.go.jp/common/001133820.pdf>)

全国営繕主管課長会議の構成機関がこれまでに委託した発注者支援業務の内容、受注者、選定方式及び参加要件を参考事例として載せています。

また、発注者支援に対応する関係法人の支援メニューを支援機関ごとに記述しており、これを見れば、関係法人がどのような支援を実施しているのかを確認することができます。



図7 発注者支援業務事例集(表紙)

2. 発注者支援メニュー(直接的支援)					
区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否	
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	・プロポーザル方式、コンペ(設計競技)方式などによる設計者選定の方式決定のための支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣	○	
		プロポーザル方式の運営	・プロポーザル方式、コンペ(設計競技)方式などにおける、与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣	○	
		設計成果物の審査	・建築設計及び建築設備設計に関する成果物の審査、検収の支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣	○	
		設計VEの実施	・建築設計及び建築設備設計における設計VEの実施の支援	○	
		設計業務成績評価	・建築設計及び建築設備設計に関する基本設計・実施設計業務の成績評価の実施の支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣	○	
		コスト管理	・建築設計及び建築設備設計に関する基本設計・実施設計段階におけるコスト管理の実施の支援	○	
	b.積算関係	工事予定価格の作成			×
		特殊工法等歩掛作成			×
		積算業務委託の実施			×
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	・総合評価落札方式、PFI方式などによる工事請負業者選定の方式決定のための支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣		○
総合評価落札方式の運営		・総合評価落札方式、PFI方式などにおける、与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣		○	
有識者委員会の運営		・総合評価審査委員会などの委員選定の支援及び委員会の運営の支援 ・公共建築工物品質確保技術者の紹介及び派遣		○	

図8 支援メニューの例

(3) 発注者支援パンフレット「公共建築の品質確保に向けて」のとりまとめ

(<http://www.mlit.go.jp/common/001133825.pdf>)

主に市町村において公共建築に係る発注関係事務を担当される方の参考としていただくため、

- ・改正品確法の趣旨説明
- ・公共建築工事のプロジェクトの流れ
- ・問い合わせ先（窓口）

を記述したパンフレットを作成しました。



図9 パンフレット表紙

3 おわりに

国土交通省官庁営繕部としては、全国の発注機関において、これらの資料を活用いただいて、公共建築の品質確保に資することを期待するとともに、今後生じてくるニーズに対してもきめ細かく情報提供などの対応を行っていく考えです。

1. 品確法の趣旨と体系

平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が制定されてから10年が経過しました。

この間に、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、建設業が果たすべき役割はますます増大してきました。一方で、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少、担い手不足といった構造的な問題も生じています。

このような背景のもと、品確法と、これと密接に関係する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法が一体的に改正されました。平成26年6月に施行された品確法の改正では、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のための「発注者責任の明確化」、「多様な入札契約方式の導入・活用」等について定められています。

品確法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

- 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピングの防止等
- 発注者の責務（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な工期設定、適切な設計変更等）を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

平成26年6月4日改正

基本方針（公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

平成26年9月30日閣議決定

運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

平成27年1月30日申合せ

図10 品確法の趣旨説明